

## 船舶事故調査報告書

平成24年7月12日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年7月31日（日） 10時10分ごろ
発生場所	大阪府大阪市淀川 西日本旅客鉄道株式会社東海道本線京都線の大阪府大阪市所在の上淀川 橋梁の橋脚付近 （概位 北緯34°43.2′ 東経135°30.2′）
事故調査の経過	平成23年8月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ <sup>エフエックス</sup> F X 160、0.1トン 250-50786兵庫、個人所有 2.89m (Lr) × 1.10m × 0.46m、FRP ガソリン機関、103kW、平成16年6月 B 水上オートバイ <sup>あつひめ</sup> 篤姫、0.1トン 250-52722兵庫、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、180kW、平成19年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 30歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年5月24日 免許証交付日 平成22年5月24日 （平成27年5月23日まで有効） B 船長B 男性 32歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年3月5日 免許証交付日 平成22年3月5日 （平成27年3月4日まで有効）
死傷者等	A 死亡 1人（船長A） B なし
損傷	A 船首部亀裂等 B 左舷船首部圧損等
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、B船は、船長Bが1人で乗り組み、 両船を含む4隻の水上オートバイが、共に淀川を遊走した。 A船は上流に向けて時速約60kmの速力で東進中、B船は下流に向けて 時速約60kmの速力で西進中、両船は、西日本旅客鉄道株式会社東海道本 線京都線の大阪府大阪市所在の上淀川橋梁（以下「上淀川橋梁」という。）

	<p>の橋脚付近において、平成23年7月31日10時10分ごろA船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>A船は、B船の左舷船首部付近と衝突した際、船長Aが、前方に飛ばされ、B船の左舷船尾部付近と衝突した。</p> <p>船長Aは、病院に搬送されたが、内臓破裂による死亡が確認された。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1、視界 良好	
その他の事項	上淀川橋梁は、淀川に設置された鉄道専用の橋梁であり、幅約140mの水面には、約30m間隔で橋脚が設置されており、水上オートバイは、橋脚間を航行していた。	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>A船は、上淀川橋梁の橋脚付近において、同橋梁の下流側から上流に向けて東進中、B船と正船首付近から衝突したものと考えられるが、船長Aが死亡したことから衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Aは、衝突した際、前方に飛ばされてB船の左舷船尾部付近と衝突した可能性があると考えられる。</p> <p>船長Aの死因は、内臓破裂による失血死であった。</p> <p>B船は、上淀川橋梁の橋脚付近において、同橋梁の上流側から下流に向けて西進中、A船と正船首付近から衝突したものと考えられるが、船長Bから情報が十分に得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本事故は、上淀川橋梁の橋脚付近において、A船が上流に向けて東進中、B船が下流に向けて西進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	